様式第四号（第二面）注意４中「必ず」を「原則として」に改め、「地方運輸局に」の下に「必ず」を加え、同４を同５とし、同３を同４とし、同２中「あなたの」を「原則として」に改め、同２を同３とし、同１を同２とし、同の前に次のように加える。

１　この計画書は、原則として住所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に、必ず本人が提出してください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四条の二を削る改正規定、附則第四条の三第三項及び第四項の改正規定、同条を附則第四条の二とする改正規定、附則第四条の二の次に二条を加える改正規定並びに様式第四号の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定（第一項第一号ロ⑴及び⑵の規定に限る。）は、施行日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）の修了者等の就職率について適用し、施行日前に開始された認定職業訓練の修了者等の就職率については、なお従前の例による。

２　申請職業訓練を行おうとする者が施行日以後に開始された認定職業訓練の実績及び施行日前に開始された認定職業訓練の実績を有する場合の前項の規定の適用については、新規則第二条第一項第一号ロ⑴中「当該認定職業訓練が終了した日から起算」とあるのは「当該認定職業訓練（施行日（平成二十六年四月一日をいう。以下この条において同じ。）以後に開始された認定職業訓練に限る。）が終了した日から起算」と、「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）又は修了者のうち当該認定職業訓練（施行日前に開始された認定職業訓練に限る。）が終了した日から起算して三月を経過する日までの間に就職した者及び自営業者となった者の数並びに就職理由退校者の合計数が、修了者（基礎訓練の修了者のうち連続受講をする者を除く。）の数及び就職理由退校者の数の合計数に占める割合（以下この条において「改正前の就職率」という。）」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十（施行日前に開始された認定職業訓練にあっては、改正前の就職率が百分の四十五）」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の三十五（施行日前に開始された認定職業訓練にあっては、改正前の就職率が百分の五十）」と、同号ロ⑵中「当該認定職業訓練の修了者等の就職率」とあるのは「当該認定職業訓練（施行日以後に開始された認定職業訓練に限る。）の修了者等の就職率又は当該認定職業訓練（施行日前に開始された認定職業訓練に限る。）の修了者等の改正前の就職率」と読み替えるものとする。

第三条　新規則第八条第一項の規定は、施行日以後に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条第一項に規定する認定職業訓練実施基本奨励金をいう。以下同じ。）の支給について適用し、同日前に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金の支給については、なお従前の例による。

２　新規則第八条第四項の規定は、平成二十六年七月一日以後に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施付加奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条第一項に規定する認定職業訓練実施付加奨励金をいう。以下同じ。）の支給について適用し、同日前に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施付加奨励金の支給については、なお従前の例による。

第四条　新規則第十一条第一項第五号の規定は、施行日以後に開始された認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下この条において「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者に係る職業訓練受講手当（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十条に規定する職業訓練受講手当をいう。以下同じ。）の支給について適用し、施行日前に開始された認定職業訓練等を受ける特定求職者に係る職業訓練受講手当の支給については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際この省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第二号から様式第四号まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規則様式第二号から様式第四号までによるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に存する旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第五十条の十一第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第三項第三号中「百五円」を「百八円」に、「二百十円」を「二百十六円」に改める。

第八十一条第三項第四号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　前払年金費用（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る資産）

第八十二条第二項第二号ロ中「及び前号リに掲げる引当金」を「、前号リに掲げる引当金及びハに掲げる退職給付引当金」に改め、同号中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号イにおいて同じ。）（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債）

第八十四条第七項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる項目は、連結貸借対照表に限る。

第八十四条第七項に次の一号を加える。

三　退職給付に係る調整累計額

第八十四条に次の一項を加える。

８　前項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次の各号に掲げる項目の額の合計額とする。

一　未認識数理計算上の差異

二　未認識過去勤務費用

三　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

第百七条第四項に次の一号を加える。

三　退職給付に係る調整累計額

第百七条に次の一項を加える。

７　第四項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次に掲げる項目の額の合計額とする。

一　未認識数理計算上の差異

二　未認識過去勤務費用

三　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

第百四十九条第二項第一号イ中「（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）」を削る。

第百九十二条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改め、同条第二号中「社団法人日本年金数理人会（平成十年五月一日に社団法人日本年金数理人会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本年金数理人会」に改める。